

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第67号）新旧対照表

改正案	現行
○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成15年10月 1 日 茨城県条例第67号 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全<u> </u>に資することを目的とする。 第 2 条・第 3 条 （略） （土地の埋立て等を行う者の責務） 第 4 条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全<u> </u>のために必要な措置を講じなければならない。	○茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 平成15年10月 1 日 茨城県条例第67号 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、県、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>に資することを目的とする。 第 2 条・第 3 条 （略） （土地の埋立て等を行う者の責務） 第 4 条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>のために必要な措置を講じなければならない。

第5条～第5条の6 (略)

第3章 土地の埋立て等の許可

(土地の埋立て等の許可)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下である土地の埋立て等

(2)～(5) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

(削除)

(9) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____に関する計画

(10) (略)

(11) (略)

3 (略)

4 その土地の埋立て等に用いる土砂等が、建設業に属する事業を行う者に指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となる

第5条～第5条の6 (略)

第3章 土地の埋立て等の許可

(土地の埋立て等の許可)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 埋立て等区域の面積が5,000平方メートル未満である土地の埋立て等

(2)～(5) (略)

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 土地の埋立て等の施工に関する計画

(10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画

(11) (略)

(12) (略)

3 (略)

(新設)

べき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）第6条第3項第3号に掲げる搬出先（以下「登録ストックヤード」という。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該登録ストックヤードの運営の事業を行う者（以下「登録ストックヤード運営事業者」という。）を土砂等を発生させる者と、当該登録ストックヤードを土砂等の発生の場所とみなして、第2項第6号及び第7号の規定を適用する。

（許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) （略）

(2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設（登録ストックヤードを除く。）を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。

（削除）

(3) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

（許可の基準）

第7条 知事は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) （略）

(2) その土地の埋立て等に用いる土砂等が、複数の場所から搬入される土砂等の積替え又は保管のための場所又は施設を経由する土砂等である場合にあっては、当該積替え又は保管が、規則で定める基準に適合していること。

(3) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(4) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合しているものであること。

(5) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア～エ （略）

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）

若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を~~除き~~，廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ～ツ （略）

（許可の条件）

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 のため必要な限度にお

ア～エ （略）

オ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）

若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を~~除く。~~）（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人であるとき（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消されたときを除く。）は、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ～ツ （略）

（許可の条件）

第8条 知事は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度にお

いて、条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 (略)

2 前項の規定は、前条第1項 _____ の許可について準用する。この場合において、前項中「許可を受けた者は」とあるのは「前条第1項の許可を受けた者は」と、「第8条」とあるのは「前条第2項において準用する第8条」と読み替えるものとする。

3 (略)

いて、条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第2号又は第4号から第11号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第2項第1号若しくは第12号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 (略)

2 前項の規定は、前条第1項 (同条第2項の規定により第7条及び第8条の規定を準用する場合を含む。) の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第2項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第2項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」と読み替えるものとする。

3 (略)

(着手の届出等)

第10条 (略)

- 2 知事は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した _____
_____ 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 _____
_____ に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

第11条 (略)

(施工管理者の設置等)

- 第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 _____ のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。
- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 _____ のために必要な施工上の管理をさせなけれ

(着手の届出等)

第10条 (略)

- 2 知事は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第2項の申請書に記載した 土地の埋立て等の施工に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）並びに埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 及び災害の防止 に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第18条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

第11条 (略)

(施工管理者の設置等)

- 第12条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 及び災害の防止 のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。
- 2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全 及び災害の防止 のために必要な施工上の管理をさせなけれ

ばならない。

第13条～第15条 （略）

（書類の備付け及び閲覧）

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全_____上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（許可の取消し等）

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第4号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、

ばならない。

第13条～第15条 （略）

（書類の備付け及び閲覧）

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第2項の申請書の写し、第14条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（許可の取消し等）

第17条 知事は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第7条第5号ウ若しくはエ（廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項（廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定若しくは第23条第1項若しくは第24条（同項の規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、

刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第4号ソからチまで(同号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス若しくはセに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第4号ソからチまで(同号オ又はクに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第4号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。))。

(2)～(7) (略)

2 (略)

(措置命令等)

第18条 (略)

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂

刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス、セ若しくはツに該当するに至ったとき。

イ 第7条第5号ソからチまで(同号ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第23条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号ス若しくはセに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第7条第5号ソからチまで(同号オ又はクに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第7条第5号アからコまで、シ又はソからチまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。))。

(2)～(7) (略)

2 (略)

(措置命令等)

第18条 (略)

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂

等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した_____埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全_____に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全_____のため緊急の必要があると認めるとき。

第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壤の汚染若しくは土砂等の_____飛散若しくは流出が生じ , 又は生ずる おそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2・3 (略)

第18条の3～第18条の7 (略)

第6章 雑則

(書面の交付及び携帯)

等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第7条第1号若しくは第2号の基準又は当該許可に係る第6条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

第4章 土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務等

(土地の適正な管理)

第18条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壤の汚染又は_____土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を知事その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

2・3 (略)

第18条の3～第18条の7 (略)

第6章 雑則

(書面の交付及び携帯)

第18条の8 (略)

2~4 (略)

5 第6条第4項の規定は、第1項及び第2項の場合について準用する。

この場合において、同条第4項中「第2項第6号及び第7号」とあるの
は「第18条の8第1項及び第2項」とする。

第18条の9 (略)

(公表)

第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前条 第1項又は第2項の規定による命令を受けた者

2 (略)

(関係行政機関等への照会等)

第19条 (略)

2 知事は、生活環境の保全_____のため必要があると認める
ときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を
発生させる者（登録ストックヤード運営事業者を含む。次条第1項に

第18条の8 (略)

2~4 (略)

(新設)

第18条の9 (略)

(公表)

第18条の10 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 第18条の9第1項又は第2項の規定による命令を受けた者

2 (略)

(関係行政機関等への照会等)

第19条 (略)

2 知事は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

おいて同じ。）、 土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第20条 （略）

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所 （登録ストックヤードを含む。）、 埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。

3・4 （略）

第21条 （略）

（市町村の条例との関係）

第22条 この条例の規定は、市町村が _____ 土地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が定める土地の埋立て等に関する条例の規定の内容が、こ

_____, 土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第20条 （略）

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所 _____, 埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第18条の8第1項の書面又は適合証明書の提示を求めることができる。

3・4 （略）

第21条 （略）

（市町村の条例との関係）

第22条 この条例の規定は、市町村が 、第6条第1項第1号に掲げる土 地の埋立て等に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

（新設）

の条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例の規定（第3章から前章まで（第18条の2を除く。）に限る。以下この条において同じ。）は、当該市町村の区域内においては、適用しない。

3 前項の公示は、規則で定めるところにより、当該市町村の長からの申出に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 当該市町村の名称

(2) 当該市町村の区域内においてこの条例の規定を適用しないこととする日（次項において「適用除外日」という。）

4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この条例の規定の適用を受けるものとする。

(1) 適用除外日に現に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可を受けている者（第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

(2) 適用除外日前に当該市町村の区域内における土地の埋立て等について第6条第1項の許可の申請をした者で適用除外日以後に当該許可を受けたもの（第11条第1項の規定によりその地位を承継した者を含む。）

第7章 罰則

第23条・第24条 （略）

（新設）

（新設）

第7章 罰則

第23条・第24条 （略）